『認識台湾 (歴史篇)』の編纂と実証的台湾史研究

―― 日本統治時代の史実解明を中心に

国立台湾師範大学歴史学系名誉教授 吳 文

はじめに

末 武

佐 星

美

おいて、「認識台湾 (歴史篇)」は新カリキュラムの一部分となったのである。 第二、三学年の歴史、地理の授業は毎週各二コマずつ、それぞれ中国及び外国の歴史、地理を教えた。この時点に れており、授業数は毎週合計三コマ (各四五分) で、従来の歴史・地理・公民と道徳の三科目に取って代わった。 学年に「認識台湾 (訳:台湾を知る)」という科目を設置した。この授業は歴史篇・地理篇・社会篇の三つに分か 標準」を修正し、「台湾に立脚し、中国大陸を念頭に置き、世界に目を向ける」ことを原則とし、国民中学の第一 台湾人共通の歴史認識とアイデンティティーを培うため、一九九四年一〇月、台湾の教育部は、「国民中学課程

92 における台湾史教育の嚆矢となった。「認識台湾 (歴史篇)」登場以降の国民中学生徒にとっては、その教科書が郷 来の科目とは異なった名称ではあったが、台湾の国民中学における歴史教育正常化の口火を切り、 密接に関係する台湾の歴史を重視するように方向転換したことを示しているのである。 なったことを意味した。 つまり、 (歴史篇)」 台湾の国民教育における歴史科が、中国の歴史知識を植えつけるだけのものではなくなり、 それは国民中学の歴史教育改革上の大きな分水嶺とも言える、 の登場は、 戦後五十年を経て、 台湾の歴史が初めて国民中学社会科における正式な科目と 「認識台湾 極めて特殊な性格を帯びて また、 (歴史篇)」は従 国民中学

土アイデンティティー、国民意識の拠り所となっていることは言うまでもない。

九八年から正式使用となった。 ひきつけた。幸いにも、教科書は初稿を若干修正したのち、一九九七年九月から一年間の試用期間を経て、 批判に遭い、 た。しかしながら、 学及び教育学研究者、 このような歴史的意義ゆえ、この科目の「課程標準」の検討・制定から、教科書の編纂にいたるまでには、 当時の台湾社会において一時大きな議論を巻き起こすこととなった。この出来事は、 教科書の試作版の印刷が済んでまもなく (まだ未使用の段階)、その内容が一部からの質疑や 国民中学教員、編纂者等が議論を重ね、 この段階になると、内容に対する批判や質疑はほぼ聞かれなくなった。その原因に 大多数の民衆が許容できる見方を模索したものであっ 外国の注意をも

た。 された。その後、二〇〇二年九月、台湾の国民中学の教科書は政府当局による「国定」制から検定制へと一新され 社会科は歴史・地理・公民の三分野とされ、教科書『認識台湾 (歴史篇)』はこのうち「歴史」の教材のひとつと また、二〇〇一年九月、所謂 『認識台湾 (歴史篇)』の内容は、検定制実施以後、 「九年一貫新課程」 の実施に際し、学習分野について再検討が行われた。 国民中学歴史教科書の台湾史の内容にどのような影響を与 このとき

ついては、再検討に値する

えたのだろうか。 について今一度振り返り、事柄の整理及び歴史的意義の検討を試みる。 に日本統治時代の台湾史の編纂を中心とした内容の選定過程、 以上を鑑み、筆者は この点もまた、 『認識台湾 (歴史篇)』編纂委員兼執筆担当者として、「課程標準」の検討・制定過程、 考察に値する。

試作版配布後の議論、

使用開始後の概況とその影響

並び

「認識台湾 (歴史篇)」 課程標準の制定及びその特色

の編纂と実証的台湾史研究(吳) 課程標準研訂小組を組織した。同年一二月から翌一九九四年四月までの間、 部が招聘した複数の専門家からなる審査チームが若干の修正意見を加え、研訂小組がそれに応じて草案の手直しを 会と研訂小組による委員会を幾度となく開催し、「認識台湾 (歴史篇)」課程標準の草案が完成した。その後、 | 九九三年九月、教育部は九名の歴史学研究者と二名の国民中学の歴史科教員を招聘し、「認識台湾 (歴史篇)」 国民中学教員によるエリアごとの座談

行い、一九九四年一〇月、ついに「認識台湾」の課程標準が教育部から公布された。

研訂小組代表者であった国立

「認識台湾 (歴史篇)」 学教員代表、 度を取り、政治的立場の異なる研究者をバランスよく配置することを終始心がけた」。検討会議の際、 組メンバー) はそれぞれの意見を十分に表明し、互いに尊重しながらコミュニケーションを図った。 中興大学歴史学系黄秀政教授が表明したところによれば、「課程標準研訂小組の人事については、 歴史学研究者、民間団体代表らの提言を参考に、ついに皆が許容できる内容に落ち着いた。 極めて慎重な態 また、 各委員 (小 つまり、 国民中

93 研究者が通常使用していた「明鄭時期」 客観的立場で、 中立的言葉遣いによって台湾の歴史を編纂することが基本方針となったのである。 は 「鄭氏治台時期」 へ、「光復後の台湾」は「台湾における中華民国」へ 例えば、

変更した。

また、研訂小組メンバーであった中央研究院近代史研究所研究員呂実強氏もこの時期を振り返り、「課程標準制

どり着けると知ったのだ。」と述べた。 地から真摯な態度でコミュニケーションを続けた。自信を持って粘り強く議論を続ければ、最後には共通認識にた 私自身にとっても非常に貴重な経験となった ―― つまり、ものの見方や理念が異なる者同士であっても、学術的見 最後には一定のレベルを維持し、かつ大体において中立的で偏りの無い教材大綱をまとめることができた。これは 定過程において、当初は研訂小組メンバーの間で、互いの意見に違和感を覚えたのは事実だ。 しかし、 議論の結果

国の精神を培う。第三に、台湾・澎湖・金門・馬祖の文化遺産に対する理解を深め、それらを大切にするという価 という使命感を強め、且つ団結・一致協力の精神を培う。第二に、自分の周囲の環境に対する知識をつけ、 値観を身につける 人達が台湾・澎湖・金門・馬祖を開拓してきた史実を知り、先人の経験及び成果を継承して新しいものを創造する この新しい科目の課程標準における学習目標は以下の三点である。つまり、第一に、各エスニックグループの先 愛郷愛

本統治時代、中華民国時代の六期に分け、同時に原住民、漢民族系住民、並びに関連する外国人にまで留意したこ 羅していること。つまり、台湾の歴史発展の過程を、先史時代、国際競争時代、鄭氏統治時代、清朝統治時代、日 みの構成であったのとは異なる。第二に、歴史の全体像を見渡せるよう、あらゆる時期・エスニックグループを網 ている台湾・澎湖・金門・馬祖を対象とした内容となっていること。これは従来の一般的な台湾史が台湾と澎湖の 教材綱要によれば、この科目は少なくとも次のような特色を備えている。第一に、 また、先史時代に原住民の文化遺産・社会を叙述する一節を設 現時点での中華民国が統治し

とである。第三に、客観性の維持を心がけており、

時期を「鄭氏台湾統治時期」 け、更に、 歴史時代初期は、 「国際競争時代」とし、 へ、「光復後の台湾」と形容していた戦後の時期を「台湾における中華民国」へと名 従来反清復明的性格を強調して 「明鄭時期」 と呼称していた

教科書編纂の顛末及びその内容の概況

「認識台湾 (歴史篇)」

称変更したこと等である。

の編纂と実証的台湾史研究(吳) 筆者が執筆者として推薦された。その後、二名の執筆者と六名の国民中学教員が編集グループを組織した。 を招へいし、教科書編審委員会を組織した。黄秀政氏が主任委員となり、国立中央大学歴史研究所張勝彦教授及び 分は大まかに)、文化や教育に関する内容を増やすという基本原則を打ち立て、課程標準の教材綱要を若干手直し ループの会議の際、国民中学教員代表の提言を受け、「詳近略遠」(訳:現代に近い時代を詳しく、そうではない部 一九九五年五月、 国立編訳館は歴史学の専門家一〇名、教育学の専門家四名、 国民中学教員代表九名等計二三名 編集グ

し、もともと九章一九節二一講だった構成を一一章二四節二六講とした。

『認識台湾 (歴史篇)』 この二つの時代の叙述が教科書全体の約半分の量を占めるに至った。次に、教育や文化に関する内容も当初の予定 日本統治時代及び台湾における中華民国の部分は、それぞれ予定していた一章四節から二章六節へと分量を増やし、 に比して著しく増加した。課程標準において予定していたのは政治の変遷、経済発展、社会の変化等に偏った内容 内容について述べると、まず、「詳近略遠」の原則に基づき、内容は近現代に重きを置いた。 教育や文化に関する叙述は、鄭氏治台時期と日本統治時代のみに見られるものであった。しかし、 具体的に言えば、 教科書綱要

においては、六期全てに教育と文化についての節が加えられた。

第三に、史実第一主義を貫徹したこと。

課程標準

96

綱要では史実に基づき、漢民族、日本人、オランダ人、スペイン人の台湾での活動概要を叙述する事になった。つ の教材綱要は国際競争時代についてはオランダ人、スペイン人の台湾での活動を列挙するのみであったが、 教科書綱要の制定に際しては、実証性と客観性を追求する課程標準中の教科書編纂要領を基礎とし、 更に教

育現場の需要を織り込んで適切な調整を行ったのである。

で簡潔な叙述を行うことが目指された。第四に、中学校の中国史・地理・公民と道徳等関連教科の内容との整合性 と。第二に、実証性に注意すること:客観的立場から史実を叙述することを作業の本質とし、関連史料と研究成果 と:台湾・澎湖・金門・馬祖を対象範囲及び叙述の主体とし、台湾の歴史発展について、その脈略と趨勢を示すこ 編纂審査委員会で議論した後、更に以下の一般原則を付け加えた。つまり、第一に、歴史の全体像を再構築するこ 料と研究成果を十分に活用し、学術の進歩と時代の需要を融合させるべきという点である。内容の執筆に際しては、 することと前後の関連性に注意し、各時代の代表的且つ歴史的意義を帯びた史実を焦点とする、第二に、 簡潔、具体的であること:ここで目標とされたのは、台湾の歴史発展の特殊性を十分に捉えることである。そのた を十分に活用すること。決して主観的、 課程標準の教材編纂要領において、特に重要なのは次の二点である。すなわち、第一に、歴史の全体像を再構築 特定のエスニックグループの立場、或いはイデオロギーにのみに偏ることを回避し、可能な限り中立的な言葉 偏重的な古い通説に左右されないこと。第三に、言葉遣いは、

した。その後会議での意見を踏まえて言葉遣いを調整し、検討の余地がある箇所については、適切に修正を加えた。 一二回に渡って会議を開いたが、この場ではすでに完成した部分に関して逐一話し合い、内容を詳細に渡って精沓 以上の原則のもと、二名の執筆者は広く資料を蒐集し、慎重に教科書本文をまとめた。その間編纂審査委員会は

呼応関係、並びに、小学校の社会科の内容との連続性に注意すること。

この厳密なプロセスは一年に及び、 一九九六年六月、ついに初稿が完成した。その後同年一〇月には地理篇 脱稿に至る 社会

済、日本統治時代の教育学術及び社会、台湾における中華民国の政治変遷、 識であることが分かる。 篇チームと連合会議を開き、議決内容に則って更に初稿に修正を加え、ついに脱稿した。このように、 までの間に数々の会議を経ているため、内容についてはすでに執筆者の主観というよりも、むしろ委員会の共通認 教科書は序説、 先史時代、 各章の概要と特色は以下の通りである。 国際競争時代、鄭氏治台時代、清領時代前期、 台湾における中華民国の経済・ 清領時代後期、 日本統治時代の政治経

文化教

『認識台湾 (歴史篇)』 の編纂と実証的台湾史研究(吳) そ台湾人の抗日的活動や態度を強調するのみで、それによって生徒の反日感情を煽る効果を狙っていた。 治時代の教育学術及び社会の二章の編纂過程を説明する。 校か高等学校かを問わず、台湾の歴史教科書における日本統治時代の叙述は、 湾と澎湖を日本へ割譲することとなり、その後日本は台湾において五一年に渡る植民統治を展開した。 育及び社会、 の時代の各分野に渡る重要な変化や発展の叙述は空白だらけの状態であり、それゆえ台湾人はこの時代の歴史に対 一八九四年に勃発した日清戦争において清国は敗北し、日本との間で下関条約を締結した。 未来の展望等の単元に分かれた計一一章編成であった。ここでは、日本統治時代の政治経済、 極めて不十分であった。 条約に拠り清国は台 内容はおよ 一方、こ 日本統 中学

97 非常事態に対して台湾の官民が「台湾民主国」を成立させ、日本の台湾接収に抵抗したことを述べた。 日本統治時代の政治経済の章においては、 まず、 「台湾民主国と武装抗日運動」 の節を設け、ここで割譲という 次に、 各地

新のものを含む研究成果を十分に活用した。

たため、

して適切な認識及び理解を欠いていた。この度の教科書編纂に際し、

当初より史実第一主義の原則を打ち出してい

他方、

関係史料と最

日本統治時代の歴史については、客観的立場を鮮明にして歴史の全体像を再構築し、

98

警察一、○○○人あまりを動員し、大砲・航空機・毒ガス等を用いてそれを強力に鎮圧した。霧社の原住民の抵抗 明した。この他、原住民による代表的な武装抗日運動「霧社事件」については、「事件発生後、台湾総督府は軍と れ、この七年間武装抗日運動に参加して死亡した者あるいは捕らえられて殺された者は一万人余りに達した」と説 るよう方針転換し、(中略) 一九〇二年、各地の抗日勢力は悉く瓦解した、民間における私有の武器は全て没収さ 報復的鎮圧措置を採り、罪の無い者をも無差別に殺害したが (中略)、一八九八年、(中略) 鎮圧と懐柔を融合させ 〇人にまで減少した。翌年四月、警察が親日的な原住民をそそのかして集落に突撃させ、再び多くの者を殺害した。」 は五○日ほど続いたが、それは失敗に終わった。元々その集落の人口は一、四○○人であったが、事件後には五○ たるものであった」と叙述した。また、各地の義勇ゲリラによる武装抗日運動については、「当初、台湾総督府は の兵力を動員して鎮圧した。 てそれを鎮圧した。台湾民主国の武装抗日運動については、「日本は台湾の軍隊及び民間人に対抗するため、 の義勇ゲリラが二〇年に渡る武装抗日運動を展開したことを取り上げた。一方、台湾総督府は、強大な武力を以っ 台湾側の死者は戦死、殺害された者を含めて一四、〇〇〇人に及び、その被害は凄惨 多く

ことを述べた。 の行政機関は「終始自主権と自治権を有しておらず、完全に上級機関からの命令で公務を執行するという状況であっ と事件の経過を述べた 第二節「政治と社会統制」 台湾総督は所謂「六三法」を根拠として「行政・立法・司法及び軍事統制権を掌握し」、台湾各地 では、台湾総督府が台湾において総督を中心とした専制的な統治システムを形成した

台湾総督は台湾で「皇民化運動」を展開し、「台湾人にも日本国民として相応の愛国心と犠牲の精神を持たせよう を併用し、台湾社会を効率よく制御したことを説明した。一九三七年に日中戦争が勃発すると、戦時の需要から、 た」。同時に、 典型的な警察による統治を実施しており、旧来から存在した保甲制度と日本から導入した警察制度

と図った。 (中略) ついには徴兵制を実施するに至り、台湾籍旧日本兵の総数は二〇万人にまで達した」と結んだ。

本による中国南部・東南アジア (当時の言い方では「華南・南洋」) 侵略のための補給基地としたことを取り上げ 日本が担う)」という政策のもと、台湾で積極的に農事改良と近代水利系統の構築が行われ、台湾は日本にとって 発展の基礎になったことを取り上げた。統治前期においては、「農業台湾、工業日本 (訳:農業は台湾が、工業は に台湾で土地・通貨・度量衡などの制度改革を実施し、鉄道・道路・港等の交通インフラ建設を行ったことが経済 コメと砂糖の供給地となった。統治後期は、工業化を推進し、軍と関連する基礎分野の工業を発展させ、台湾を日 「植民地経済の発展」では、まず、植民統治初期に台湾総督府が日本の経済発展に合わせるために積極的

99 『認識台湾 (歴史篇)』 の編纂と実証的台湾史研究 にある。台湾総督府は初等教育機関の公学校に中核的役割を担わせ、以って日本語普及政策を確立し、学校教育と 湾における教育と学術の重点が植民政策の貫徹にあり、総督府は日本が明治期に西洋から導入した近代的学校教育 と看做しており、 の七五%を超えることとなった。そうであっても、「日本語は台湾人の生活言語とはなっておらず、このような日 社会教育によって日本語普及運動を展開していった。その結果、日本統治末期の時点で、日本語を解する者は人口 台湾社会の現代化を促進した」と述べた。 中等教育は職業教育に偏重しており、高等教育に至っては、「台湾人の 同化)が同時に起こったわけではなった。日本語は、むしろ台湾人が現代的知識を吸収するための主な媒介となり、 本語普及運動は、 制度を植民地台湾でも実施したことを取り上げた。その教育制度の特徴は、差別待遇と隔離政策を原則としたこと 日本統治下における教育、学術及び社会は、ひとつの章に収めた。 統治者が意図したような言語 (即ち日本語) の習得とアイデンティティーの変更 (即ち日本への ただ台湾を台湾語と日本語の併用社会とせしめたに過ぎなかった。台湾人は終始日本語を外国語 第一節「教育と学術の発展」 では、 当時の台

学生の比率は極めて低かった。台湾での進学が困難であったため、 あった。(中略) 結果としてこのような留学教育は台湾における高等教育の不足を補填することとなった」。 九四五年までに、日本へ留学した台湾人は二〇万人に達しており、そのうち、大学・専門学校卒業者は約六万人で 志ある台湾青年が次々に日本へと留学した。一

学研究の拠点のひとつ、(中略) また、日本における華南・南洋研究の中心地とせしめた」と結んだ。 台湾における人文・自然科学及び応用科学研究の基礎となり、(中略) それによって台湾をアジアにおける熱帯医 学術発展について言えば、その中核を担ったのは熱帯医学研究と地域研究であり、この時代の学術発展が 近代

を維持し、死亡率は大幅に減少した。五〇年間あまりに渡って人口は「一・五倍に増え、その増加速度は当時の世 「社会の変遷」では、日本統治時代において社会が著しく変化し、台湾の人口は長期に渡って高い

界でもトップレベルであった」と取り上げた。台湾総督府の誘導、宣伝と台湾有識者の提唱、指導により、

代的法治観念と知識の普及、近代的公衆衛生と医療制度確立にしたがい、台湾人の間に法令遵守、近代的医療衛生 制と標準時間制を導入し、台湾人に、日常生活の中で時間の標準化と時間厳守の観念を身につけさせた。 は、日本統治最初の二〇年で女子の解纏足と男子の断髪普及の目標を達成するに至った。また、台湾総督府は七曜

或いは農民・労働者団体を組織し、一〇年余りに及ぶ社会運動を展開していったことを述べた。このような運動の 第三節「社会運動」では、一九二〇年代から台湾新インテリ層が台湾文化協会・台湾民衆党・台湾地方自治連盟

等の新しい考えと習慣が定着していった。

貫いた。生徒に対し、この時代について十分な知識を得る権利と機会を提供し、 要するに、以上の二章は日本統治時代を教材として扱った内容でありながら、 台湾を主体とし、史実第一主義を 意図的に事実を隠ぺい、抹殺する

目的は民衆の啓発・政治改革・農民や労働者の待遇改善などであった。

築した。このような執筆方法によって、生徒が胸襟を開いて日本統治時代の歴史文化遺産に向き合えるよう心がけた。 方では植民統治が台湾に与えた悪い影響を、他方では、それが戦後の台湾に与えた良い影響の変遷を整理して再構 ことは避けた。 同時に、 学術研究の成果を根拠とし、 実証的且つ理性的な態度で日本統治時代の史実を検討し、

試作版配布後の主な批判と争議

台湾の歴史的過程が特殊性を帯びているため、

今回の『認識台湾 (歴史篇)』編纂については、できる限り史実

『認識台湾 (歴史篇)』 の編纂と実証的台湾史研究 第一主義を貫き、実証的且つ理性的態度で執筆を行った。しかし、出版が始まり、一部 (国民中学教員、立法委員 の」であり、第二次世界大戦後については、「全くのプロパガンダ」で、明らかに「親日」・「反華 (訳:反中華民 本統治時代の内容は「台湾総督府の立場からの史観」、「過度の日本びいきで、この時代の功績と恩恵をうたったも 教科書『認識台湾 (歴史篇)』への批判を展開した。そこで明らかにしたのは、『認識台湾 (歴史篇)』における日 大学教員等) へ配布されはじめると、編纂者とは史実への認識とイデオロギーが異なる者からの質疑と批判に遭う こととなった。これは後に大きな議論を引き起こした。一九九七年六月三日、一人の立法委員が突然公聴会を開き、

101 はまた、中学生が、台湾と、中国・アジア・世界全体との歴史的関連及び発展過程とを深く思考することを目標と クグループの生活、成長及び変遷と密接にかかわる台湾を十分理解できるよう設計されていると考えていた。それ

とイデオロギー上の争いであった。肯定派の大部分は、「認識台湾」という科目は、中学生一人一人や各エスニッ

それから大きな議論が展開される事となったが、肯定派と否定派の話し合いは平行線をたどり、その殆どは立場

族)」である等ということであった。

したものであるとの見解も有していた。

究者ではなく、特に台湾史研究者は存在せず、彼らは特定のイデオロギーにのっとって歴史を解釈し、 れの出来事の因果関係の把握という基礎固めを目指した。これにより、生徒をして台湾の史実、現在の国家や社会 つまり、教科書では、 | 未来への展望について理解させることが第二のねらいであった。これに対し、否定派の大部分は歴史学研 紙幅と授業時間の関係で、重要な歴史的事件のみを扱い、第一に台湾史の全体像とそれぞ

デオロギーの違いによる批判については、これを内容に反映させることを避け、結局は、大体において元々の内容 原則的に考慮に入れないことが決定された。つまり、この時点では若干の修正が行われたのみで、 字関連の間違いについては修正を行うこととし、政治的イデオロギーを色濃く反映した統一派及び独立派の意見は 六月二四日、編審委員会は会議を開き、各界が示した意見や批判を一つ一つ検討した。 最後に、 知識、 政治的立場、 文

を維持することとなった。

識台湾 (歴史篇)』の内容を批判していた。当然、二者が合意に達することは極めて困難であった。

民衆は六五万人を超えている」と述べた。さらに、台湾民主国において戦死者一四、〇〇〇人、並びに統治初期の 流す)」という演説の一部分を引用して「(台湾の武装抗日運動を取り上げ、) この五十年のうち虐殺された戦士と 謝南光が重慶の国際ラジオ局を通じて発表した「用血汗洗刷馬關條約的恥辱(訳:下関条約の恥辱を血と汗で洗い 「日本による植民統治を美化している」といったものであった。例えば、ある批判意見は、一九四五年四月一七日、 観点を反映しており、日本植民主義の色彩が濃い」、「日本の植民統治の功績と恩恵に対する宣伝のきらいがある」、 のうち、最も激しかったのは、"認識台湾 (歴史篇)』のうち日本統治時代の台湾に関する叙述は、「台湾総督府の ここに主な批判意見を挙げ、 編審委員会がなぜこれを修正意見として採用しなかったか、説明を加えたい。

た、上の引用文では日本統治五〇年間での虐殺が六五万人に渡ると述べており、統治初期のそれを述べているわけ 見であった それは、「編纂者は、日本の軍国主義に傾倒し、日本が台湾人を虐殺した罪を隠ぺい・過小評価している」との意 のことで聴衆の日本に対する怒りや一致団結してこの敵を打倒するという感情を煽ることが最重要目的となる。 とにある。このような文脈におけるラジオ放送は、 な任務や性質を帯びる。 この質疑が編審委員会で採用されなかった理由は、 言い換えるなら、この場合の演説内容は往々にして敵国日本が如何に残酷かを強調し、 敵国日本との戦争へと煽る必要があるため、 批判者が引用した演説が戦時中にラジオで発表されていたこ 内容は極めて特殊 そ

『認識台湾 (歴史篇)』 の編纂と実証的台湾史研究(吳) 果を根拠に執筆していたため、編審委員会ではこれらの意見を参考にせず、元の内容を維持することが決議された。 牲になったと述べた。しかし、管見の限りこのような史実は確認できない。"認識台湾 (歴史篇)』は学術研究の成 ではない。さらに、上の批判意見では、一九三七年、日中戦争勃発以来、強制的に前線に送り込まれて犠牲になっ 「政治と社会統制」の節に対し、「このような内容では、生徒に異民族統治の辛さや問題を理解させられず、 た台湾籍の兵士は七〇万人にも及び、この間学校は全て閉鎖となり、空襲によって一二都市で台湾人一〇万人が犠 第二に、大部分の批判は内容が史実と合うかどうかではなく、内容の適切さを問うものであったからだ。 例えば、 むしろ

とみなしている。 「教科書本文は台湾人を主体とした内容ではなく、台湾の稲作及び糖業発展の主因を日本の植民統治である つまり、それを日本人の貢献だと肯定的に捉え、日本の台湾に対する搾取の事実を隠ぺいしてい

日本の植民統治を称賛して」おり、「台湾をモノとみなした日本の植民統治政策についての叙述を、

の拠り所たるべき台湾の郷土教科書の中に編み込んだ」との意見があった。

また、

「植民地経済の発展」

の節につ

愛国愛郷精神

103

104

る」との批判もあった

念の芽生えなどを褒めそやしている。これは日本の植民統治を肯定・感謝するものであり、 山川均による台湾植民統治論と相容れないだけではなく、戦後の日本人研究者による議論とも合わない」という批 いない」、「日本統治時代の社会変遷として、人口の激増、解纏足・断髪の普及、時間厳守の広まり、近代的衛生観 ものであり、他方、 さらに、「日本統治時代の学術教育及び社会」の章については、「日本が台湾で展開した植民地教育を褒め称える 同時期に民間が苦労してその保護に努めた漢文化 (中華文化) に関する教育を全く取り上げて 戦前の、 矢内原忠雄や

判が見られた

発言者が自らの主観、あるいは強烈な民族主義的イデオロギーに則ってはなから否定的な態度で日本統治時代の台 か?」、「なぜ日本統治時代に〝台湾の同胞〟が数々の差別待遇に遭ったことや、日本の植民統治が台湾に残した傷 跡について触れないのか?」、「なぜ従軍慰安婦を取り上げないのか?」などの質疑もあった。 以上は、明らかに言いがかりの部類に属する言論であり、全体をくまなく観察しての理にかなった批判ではない。 この他、『認識台湾 (歴史篇)』は「なぜ日本統治時代の〝台湾の同胞〟と中国との関係に全く触れていないの

うな民族感情を煽っていた。日本統治時代の各方面の重要な変遷についてはほとんど教育・学習の空白地帯とも言 については極めて限られた紹介しかしておらず、始終台湾人の抗日運動ばかりを強調し、そのことで日本を憎むよ 戦後初期、強い民族主義的感情のもと、政府は日本統治時代に台湾総督府が行った数々の施策を全面的に否定した。 湾史を見ているために湧いてくる疑問である。その背景として、戦後の中華民国政府の政策との関連が指摘できる。 い民族主義的政策と戒厳令体制のもと、台湾の中学校に於ける歴史教育では、長期に渡り、日本統治時代の台湾史 積極的に「去日本化」、「就中國化」(訳:日本式から脱却し、 中国式へと向かう) 措置を採った。この強

知識の不足を生じさせることとなり、さらには、 える状況で、それにより台湾の人々の歴史認識を断片的なものにさせ、また、 台湾の近代以来の発展を適切に捉えることを困難にさせていた。 歴史の流れに空白をもたらし、

105 『認識台湾 (歴史篇)』 の編纂と実証的台湾史研究 にも行き渡り、その結果、台湾人の生活水準は同時期の中国大陸のそれを明らかに超えていた。一方、 源を増やすこと、並びに南方拡張の基地とすることにあった。公権力と民間の努力によって生まれた富は台湾の人々 る各方面の発展にも直接影響していた。一九五二年、アメリカの研究者 J. W. Ballantine が評価したところによ 況になっていた 結果として、多くの人にとって実証的、理性的な態度で日本統治時代の歴史を理解することは不可能とも言える状 展を遂げたことで、アジアで最も進歩的な地域の一つになったと指摘した。 たと言える。一九六六年、アメリカの研究者 W.G. Goddard は日本が台湾の植民統治において行った差別待遇 しかし、台湾人は中国の政治的社会的動乱の余波を受けかなったため、ある面では、中国大陸よりも進歩的であっ れば、日本による台湾統治には、良い面も悪い面もあったが、その主たる目的は、台湾を開発して日本帝国の富の 人口成長率、 重い課税、統治者と被統治者を厳然と分けたことなどを批判した。同時に、 た同化政策の効果は思わしくなく、また、台湾の人々は文化面でも、政治面でも、自己実現の機会を欠いていた。 社会学者陳紹馨は、日本統治時代の台湾は、 実際には、日本統治時代の台湾では、 同化の性質を帯びた近代的社会で、その主たる特徴は、統治者と被統治者が厳然と分けられていたこと、高い 伝統的社会 (Folk society) の崩壊、封建的家族の解体、都市化、 経済・社会・文化に大きな変化が起こり、 過渡的な近代的植民地社会へと変貌を遂げたと述べた。 この時代における台湾が顕著な経済発 台湾社会における階級間の平等化 それは戦後の台湾の半世紀に渡 統治者が行っ それはつま

近代的民間団体の勃興、 専業化的傾向などである。 一九七〇年代アメリカの研究者 Ramon H. Myers は、

清末期

を促進したと指摘している。 湾における商業や対外貿易の発達、並びに、台湾総督府が効率よく資本や技術を導入した事が、台湾経済の近代化 と日本統治時代の台湾における社会経済の変遷を論じた。それは、近代化論としての考察であったが、 清末期の台

た。課題として残されたのは、この近代化の過程における、植民統治者と台湾社会それぞれの役割についての考察 時代かという論争がなされたが、日本統治時代は近代化の過程であったという点については、すでに異論はなかっ 年代以来、多くの研究者は、台湾は日本統治下において植民地化と近代化の二重の歴史を歩んだと考えている。 究が次々に発表され、客観的な態度で、地に足をつけ、日本統治時代について考察する機運が生まれた。一九七〇 九八〇年代初期、 一九七〇年代中期以降、台湾では次第に民主化・本土化運動が発展し、これに伴い台湾社会を主体とした台湾研 所謂「台湾近代化論争」が起こり、台湾における近代化の出発点は清末期か、あるいは日本統治

であった。

自主的に「同化」と「近代化」の中で取捨選択を行っており、「近代」的なものを受け入れ、「同化」的なものを拒 つまり新しい日本人として台湾人を同化することである。) それに対し、台湾社会は、長期にわたって、ある程度 り、具体的には、「新文明」と日本としての国民精神を植え付けようとした点であった。(国民精神の植え付けは の事である。つまり、台湾総督府は「近代化」の性質を帯びた同化政策によって台湾社会を変えようと意図してお このような視座から筆者が発表した、日本統治時代台湾社会エリート階層の研究において明らかにしたのは以下

法令遵守観念の成立、近代的衛生観念の定着は、全て台湾社会が自らそのように選択し、変化に向けて努力してき ここで社会変遷を例として説明すると、日本統治時代台湾社会における解纏足と断髪の普及、 時間厳守の習慣化、 否した。

た結果である。 筆者の考察から、 台湾社会の同化の第一歩と考えていた。しかしながら、台湾人にとって、 台湾総督府は社会運動を通じて台湾人の纏足や辮髪などの古い習慣をやめさせよ 解纏足

うとしており、そのこと自体を、 と断髪に対する宣伝、 指導そして支持は、すなわち、

の編纂と実証的台湾史研究 (吳) るに至ったと結論づけた。すなわち、これは、台湾総督府による厳密な社会統制及び近代西洋式法制度導入下での、 は日本の公的権力に抵抗する術が無かったからで、のちには、日本が形成した近代的法律体系と信頼度の高い司法 台湾社会側の適応そして調節の結果としての現象だと言える。 制度が台湾人自身にとっても利益があることを知り、結果として西洋式の法律及び司法制度が台湾社会に受容され いたのである。時間厳守の広まりについては、ある研究者は、台湾総督府が七曜制と近代的標準時間制度を導入し に同化することが目的だとは必ずしも言えなかった。言い換えるなら、解纏足と断髪を近代化的変革だとみなして たこととも関係はあるが、台湾社会がこれに適応し、知らず知らずのうちに正確な時間を生活の規範としたからこ 法令遵守定着について言えば、ある研究者は、日本統治時代の台湾人がこのような観念を身につけたのは、 時間厳守が台湾社会における常識となったのだと指摘した。 時流に対する認識及び新文明の追求に基づいたもので、日本 当初

107 『認識台湾 (歴史篇)』 台湾の人口を増加率の高い状態で維持させ、台湾人の医療衛生観念と衛生習慣を変える事もできた。 果、ペスト、マラリア、コレラ、天然痘、腸チフスなどの疾病を制御することに成功し、死亡率は大幅に下がり、 景として、日本にとって台湾の植民統治一つの挑戦となっていた。台湾総督府は、植民統治の基礎固めをするため、 近代的衛生観念の形成について言えば、台湾は昔から伝染病及び風土病の発生地・流行地であり、このことを背 植民経済の発展のため、 積極的に近代的公衆衛生制度、 医療制度を形成せざるを得なくなった。その結

つまり、多くの実証的歴史研究が、日本統治時代における台湾人が統治者による「同化」措置に抵抗し、

自ら積

108 近代性を受容できる潜在力があり、 (歴史篇)』は日本統治時代の風俗習慣の変革の部分で上記の先行研究を引用した。それは台湾社会に 自主的に近代化を受け入れる態度で努力を続けたから変化できたのであって、

極的に「近代化を受け入れ」、それによって台湾社会の近代化が促進されたことを証明している。

的な努力が続けられるかが握っていた。 近代化成功の鍵は、 の日本もまた西洋伝来の近代文明を吸収している最中であり、台湾社会にとっては、 日本の植民統治がもたらした近代化を肯定したからではない、という点を強調したかったためである。 台湾社会が新しい事物を吸収できる潜在力や取捨選択能力を有しているか、変革に向けて意識 日本は「媒介者」 に過ぎず、 およそ当時

会はイデオロギー上の言い争いについては取り合わないこととし、もとの内容を維持するという議決に至ったので 究の成果を根拠としており、 且つ史実と合致した認識を持ち、当時の歴史経験から教訓を得られることを期待した。 の台湾史の流れを叙述し、歴史的意義の考察をも加えた。そのことで、読者が日本統治時代の歴史について客観的 『認識台湾 (歴史篇)』編纂の際、 編審委員会における十分な議論を経て初めて確定したものである。 編審委員会は特に史実第一主義を掲げ、 実証的、 理性的な態度で日本統治時代 教科書の内容は全て学術研 それ故、

○○二年の教科書検定制開始までも正式な教科書として使用された。この期間、 れることとなった。 九九七年九月、『認識台湾 (歴史篇)』は大多数の民衆の支持のもと、予定通りに国民中学にて試験的に使用さ 生徒、 を出版し、広く配布・販売した。これは、国民中学教員の認識と態度の変更を狙ったものであった。 また保護者からも、使用上の大きな問題や質疑は示されなかった。このことから、 統一派の人々は、「台湾史研究会」の名義でそれまでの批判的意見を編集して『認識台灣教科 終始批判や修正要求はほぼ聞かれ その後、二

切な方法であったと証明されたことになる なかった。 つまり、この教科書における日本統治時代の歴史の執筆において、 実証的研究成果を根拠としたのは適

盛んになり、 化に至る様々な面で、多くの新テーマを扱う論著が生まれた。 これらは少なからず学術界に一石を投じるものであっ 的な空気が溢れ、過去における学術界のタブーが次第に解かれたことである。結果、学術界において台湾史研究が 注目に値するのは、 特に日本統治時代の研究は多くの研究者が注目し参与する分野となり、 一九九〇年代の台湾における政治的民主化が加速度的に発展し、 政治、 台湾社会にも日増しに開放 経済、社会、 教育、文

(吳)

加えて、台湾総督府文書、日本統治時代の公的・私的文書等の基本的資料がデジタル化され、日記、

書簡、

の編纂と実証的台湾史研究 究テーマは発展性を帯びており、大量に一次資料を発掘・利用し、社会科学の理論と概念をも運用した研究が次々 社の档案等の資料が次々に利用可能になったことが、研究の発展にとって極めて大きな追い風となった。 構築とその歴史的意義の考察に力点を置く研究成果が多く蓄積され始めたことも評価できる点である。 台湾人の役割や態度を重視して実証的に論述を行ったことにある。また、イデオロギー ありきではなく、 に発表された。これらの特徴は、台湾を主体とし、従来から存在していた統治者側からの観点と論述を再検討し、 多くの研

109 『認識台湾 (歴史篇)』 それは てみると、史実第一主義を貫き、 本統治時代の台湾史を更に客観的かつ実証的に理解できるようになった。『認識台湾 (歴史篇)』に立ち戻って考え ると指摘されている。 つまり、 この二十年余りの研究成果からは、 「植民地近代性」とも言われ、 日本統治時代の公的、 学術研究成果を根拠として執筆を行うという当初の原則は間違っておらず、新し 私的文献の発掘と利用開始、 多面性、 日本統治時代の台湾が特殊な近代化を経験していたことが明らかになった。 重層性を帯び、圧縮された時間の流れを内包している点に特徴があ 並びに学術研究成果が増加し続けたことに伴い、

結び

特定の主義主張に合致するものでなくても良くなったが、それは極めて理にかなった結果であろう。 は史実第一主義とし、特定の政治的立場やイデオロギー色を強調することは避けた。それ故、その内容が必ずしも 史全体像の再構築、 う科目の課程標準はまさにそのことを踏まえて設計され、そして教科書が編纂された。これに携わった者は全員が 通認識を十分に反映するもので、さらに、簡潔で具体的に叙述し、生徒の理解を促すものになった。 われず、十分な議論とコミュニケーションを重ね、 責任の大きさを感じており、慎重な態度で臨まない者はいなかった。 自信に繋げ、ついには国民のアイデンティティー や国民意識の形成を目指す事にある。 歴史教育の目的は国家、社会の過去からの歩みを国民に適切に理解させ、そのことで人々の間に共通認識を生み、 実証性・客観性の重視をこの教科書の規範及び共通認識とした。編纂された教科書は、この共 皆が受け入れることのできる綱要を作成した。 その中では、歴 教科書の編纂においては、自分の考えにとら 「認識台湾 (歴史篇)」とい 内容について

選択能力を示すことにあり、決して、日本の統治や、それが台湾の近代化に貢献したことを称賛するものではない。 ち需要に合うもののみを自主的、 日本統治時代の台湾人が植民統治における同化の圧力に抵抗しながら、他方では統治者が導入した近代的事物のう それにより、これまでの台湾人の日本統治時代に対する理解の不足や偏重をただした。 この教科書は史実を尊重しており、かつ理性的態度で日本統治時代に台湾人が経験した特殊な歴史を叙述した。 積極的に吸収したことを説明した。その目的は、当時の台湾人の適応能力や取捨 実証的研究成果を利用し、

も受容もされなかったのである

その後、日本統治時代の公的、私的文書の発掘と利用開始、並びに学術研究成果が増加し続けたことで、『認識台 てきた。これは台湾人が自らの特殊な歴史過程に強い自信を持ったことを示しており、喜ぶべき現象だと言えよう。 『認識台湾 (歴史篇)』を教材としての使用開始以来、その内容は、 普遍的に台湾社会に受け入れられ、支持され

(歴史篇)』において確立した、史実第一主義の貫徹、研究成果を根拠として執筆するという原則は間違ってい

『認識台湾 (歴史篇)』の編纂と実証的台湾史研究(吳) まり、この時台湾の歴史科教材の叙述方式に対して明確な共通認識が生まれており、 各社から出版された複数の教科書の内容は、基本的に『認識台湾 (歴史篇)』の内容を参照及び踏襲していた。 なかったことを再度証明した。二〇〇二年九月、台湾国民中学の教科書は全面的に検定制を導入したが、その際に 台湾人は次第に強いイデオロ

実証的に台湾の歴史を認識し始めていたのである。

ギーに従った歴史観から離れ、

1 「国民中学」は日本の中学校に、「課程標準」は日本の「学習指導要項」に相当する。

2 月試行、二〇〇四年九月全面実施 教科書を主軸とし、小学校と中学校の教育内容に密接な関連を持たせた台湾の新しい学校カリキュラム、二〇〇一年九

3

「教育部」は台湾における中央行政機関で教育部門をつかさどる。

日本の文部科学省に相当。

「研訂小組」

は ワ |

ググループのこと

4 黄秀政「国民中学 『認識台湾 (歴史篇)』 科的課程研討与教材編写」(『国立編訳館通訊』 九:二、一九九六年四月) 一

111

九九六年四月) 一九頁

5

同上、一三頁

- 6 呂実強「国中新課程 認識台湾 (歴史篇)」科設立的経過与教材教学有関的幾項問題」(『国立編訳館通訊』
- 7 視野を培う、3.台湾の歴史的発展について客観中立的立場で説明する、 前掲黄秀政論文、一三頁。また、黄氏は、この授業の特色として、1.郷土への関心を確かなものにする、 の三点を挙げた。
- (8) 国立編訳館は、教育部管轄の教材編纂或いは翻訳の担当機関である。
- 9 教育部国民中学課程標準編輯審査小組編、『国民中学課程標準』(台北、教育部、一九九五年) 一五〇 一五一頁
- 10 拙稿「国民中学『認識台湾 (曆史篇)』科教材編写的構想与特色」(『人文及社会学科教学通訊』七:五、一九九七年二 四一頁参照。
- (11) 張勝彦「国中『認識台湾』歴史篇教材綱要之研訂与編写」(『人文与社会学科教学通訊』七:五、一九九七年二月) 三五
- 12 国立編訳館編『認識台湾歴史篇』(台北、同館、一九九七年八月) を参照
- <u>1</u>3 乙未抗日運動』(台北、台湾商務印書館、一九九二年)を参照。 黄昭堂『台湾民主国の研究 ―― 台湾独立運動史の一段章』(東京、東京大学出版会、一九七〇年)。 黄秀政
- 14 翁佳音『台湾武裝抗日史研究 (一八九五 一九〇二)』(台北、国立台湾大学、一九八六年)を参照
- 15 藤井志津枝「一九三〇年台湾霧社事件之探討」(『台湾風物』三四:二、一九八四年) 六一 八三頁を参照
- (16) 黄昭堂『台湾総督府』(東京、教育社、一九八一年)を参照。
- 17 eds., The Japanese Colonial Empire, 1895-1945, (Princeton University Press, 1984), pp. 213-239 Chen Ching-chih, Policy and Community Control Systems in the Empire, In Ramon H. Myers and Mark R. Peattie
- 18 周婉窈「従比較的観点看台湾与韓国的皇民化運動」(『新史学』五:二、一九九四年六月) 一一七 一五八頁
- 19 台湾銀行経済研究室、一九五八年)。 張漢裕「日拠時代台湾経済的演変」、『経済発展与農村経済:張漢裕博士論文集』所 矢内原忠雄『帝国主義下の台湾』(東京、岩波書店、一九二九年)。周憲文『日拠時代台湾経済史』第一、二集 (台北)

- 20 拙稿「日拠時期台湾総督府推広日語運動初探」(『東海歴史学報』(台湾開発史研討会専輯) 七、一九八五年) 七七 一
- 22 21 |||頁を参照 拙稿「日拠時期台湾的高等教育」(『中国歴史学会史学集刊』二五、一九九三年) 一四三 一五七頁を参照 拙稿「日拠時期台湾的教育与社会領導階層之塑造」(『台湾師大歴史学報』一〇、一九八三年) 三六七
- 24 $\widehat{23}$ 遷』(台北、聯経出版公司、一九七九年)。 拙稿「日拠時期台湾的放足断髪運動」、『中研院民族所専刊乙種之十六 台湾社会与文化変遷研討会論文集』 陳正祥・段紀憲「台湾之人口」(『台銀季刊』四:一、一九五一年) 三九 一二〇頁。陳紹馨『台湾的人口変遷与社会変 所収 (台北
- 『認識台湾 (歴史篇)』の編纂と実証的台湾史研究 (吳) 25 25 26 刊)。周恵民「日拠時期台湾社会生活的演変」、『台湾近代史』社会篇所収 (南投、台湾省文献委員会、一九九五年) 七三 のちの一九九八年、 中央研究院民族学研究所、一九八六年)、六九 一〇八頁。 范燕秋「日拠前期台湾之公共衞生 —— 以防疫為中心之研究」(国立台湾師範大学歴史研究所碩士論文、一九九四年、未 呂紹理「水螺響起:日治時期台湾社会的生活作息」(国立政治大学歴史学系博士論文、一九九四年)を参照。 同名にて遠流出版公司より正式に出版されている。 本論文は
- 29 28 27 湾議会設置請願運動』(台北、自立晩報社、一九八九年。簡炯仁『台湾民衆党』(台北、稲郷出版社、 研究暨史料發掘研討會論文集。 教科書に対する肯定・否定意見は、一九九七年六月四日~六月一五日までの新聞『中国時報』、 蔡培火等著『台湾民族運動史』(台北、自立晚報社、一九七〇年)。拙稿「日拠時期地方自治改革運動之探討」、『台湾史 『中国時報』一九九七年六月四日付三面「国中新課程『認識台湾』顛覆大中国観点」。 所収 (台北、台湾史蹟研究中心、一九八六年) 頁二八一(三〇八。周婉窈『日拠時代的台 『聯合報』、 一九九一年)を参照 『自由時報』、

八五頁

自立早報』における報道や投書を参照

- 31 張瑞成編『抗戰時期收復台湾之重要言論』(台北、中国国民党党史委員会、一九九〇年) 二三五頁。(初出は『台湾民声 一九四五年五月一日)。
- (32) 「有関国中認識台湾 (歴史篇) 教科書各界意見彙整」、『国民中学認識台湾 (歴史篇) 教科用書編審委員會議議程及資料 (一九九七年六月二四日、未刊資料)。
- $(\,\widetilde{lpha})$ -Joseph W. Ballantine, Formosa : A Problem for United States Foreign Policy, (Washington, D. C.: The Brookings Institution, 1952), pp. 47-49.
- 34 W. G. Goddard, Formosa: A Study in Chinese History, (Univ. of Michigan Press, 1966), pp. 160-161
- 35 Formosa, (Stanford Univ. Press, 1956), pp. 104-122. Chen shao-hsing, Social Change in Taiwan, studia Taiwanica No. 1, (Taipei, 1956), pp. 1-20. Chen shao-hsing ed.
- 36 馬若孟 (Ramon H. Myers) 著、陳其南・陳秋坤編訳『台湾農村社会経済発展』(台北、牧童出版社、一九七八年) を参照

拙稿「日拠時期台湾社會領導階層之研究」(国立台湾師範大学歴史研究所博士論文、一九八六年) を参昭。

、本論文は、

のちの一九九二年、同名にて正中書局より正式出版されている。

<u>37</u>

- 38 学研究所、一九九六年) 六九 一〇八頁を参照。 拙稿「日拠時期台湾的放足断髪運動」、瞿海源・章英華主編『台湾社会与文化変遷』上冊所収 (台北、中央研究院民族
- (3) 前掲呂紹理論文を参照
- 40 学法学叢書編輯委員会、一九九七年) 一五九 一八二頁を参照 王泰升「日治殖民統治下台湾的法律改革」、『台湾法律史的建立』 国立台湾大学法学叢書 (一〇七) 所収 (台北、
- (2) 林岳市「日台寺明台弯と开党り回顧」、『戏发台弯り栞(41) 前掲范燕秋論文九 一〇〇、一六一 二〇二頁を参照
- 42 類目。二〇〇四 家科学委員会、二〇〇四年) 頁二〇一 二八八。中央研究院台湾史研究所台湾史研究文献類目編輯小組『台湾史研究文献 林玉茹「日治時期台湾史研究的回顧」、『戦後台湾的歴史学研究 (一九四五 二〇〇〇)』第七冊台湾史所収 (台北、 二〇一六年度 (台北、同所、二〇一七年) を参照
- (43) 若林正丈・呉密察主編『跨界的台湾史研究 ——与東亜史的交錯』(台北、播種者文化公司、二〇〇四年)。